

令和2年7月16日

不動産・建設経済局建設業課

改正建設業法を踏まえた工期に関する基準案等について審議

～中央建設業審議会総会の開催～

改正建設業法において著しく短い工期での請負契約の禁止について規定されたことを踏まえ、工期WGでの検討を経て作成した工期の基準案について審議することを主題として、中央建設業審議会総会を開催します。

- 中央建設業審議会では、改正建設業法(令和元年9月施行)に基づき、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされております。
- 昨年9月には、中央建設業審議会の下に工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ(WG)を設置し、基準案の作成に向けた検討を行ってまいりました。
- 本審議会では、WGにて作成した改正案についてご審議いただく他、経営事項審査の改正についての審議、最近の建設業を巡る状況や、災害対応等について報告を行います。

1. 会議日時 令和2年7月20日(月) 10:00～12:00

2. 場所 法曹会館 高砂の間
東京都千代田区霞が関 1-1-1

3. 委員名簿 別紙1のとおり

4. 議題(予定) (1)最近の建設業を巡る状況について(報告)
(2)工期に関する基準(案)について(審議)
(3)経営事項審査の改正について(審議)
(4)その他:災害対応について(報告)

5. 取材等

■新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、一般の傍聴はご遠慮いただきますよう、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、カメラ撮りは冒頭(議事に入るまで)のみ可能です。

- ・報道関係者で、傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、会場の都合上事前登録が必要です。で、<所属・氏名・電話番号>を明記の上、担当・本多(honda-s2q2★mlit.go.jp)宛てに、7月17日(金)17時までにメールにてご提出ください。

※「★」を「@」に置き換えて送信してください。

5. その他

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、座席の間隔を開ける、換気を行う等、必要な対策を講じます。
- 傍聴される方におかれましても、マスク着用のうえ 1社1名 とし、感染拡大防止にご協力いただきますよう、よろしくお願いい たします。
- 会議資料は、後日、国土交通省のウェブサイトに掲載いたします。

【お問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

建設業政策企画官 藤井 企画専門官 梶谷 経営指導係長 本多

代表電話：03-5253-8111(24734) 夜間直通：03-5253-8277 FAX: 03-5253-1553